知って得回馬馬馬馬

国民健康保険に加入または脱退するときは 14 日以内に手続きを!

こんなときは手続きが必要です

- ・他の市町村から益城町に転入したとき (職場の健康保険などに加入していないとき)
- ・職場の健康保険を脱退したとき
- ・職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき
- 子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき

- ・他の市町村に転出するとき
- ・職場の健康保険に加入したとき
- ・職場の健康保険の被扶養者になったとき
- 死亡したとき
- ・生活保護を受けるようになったとき

14 日以内に手続きをしないと…

- ・国民健康保険税は手続きをした月からではなく、 資格を得た月の分からさかのぼって納めること になります。
- ・加入の手続きが遅れてしまうと、その期間にかか った医療費は全額自己負担になる場合があります。
- ・脱退の手続きをしないまま、国民健康保険証を 使って診療等を受けた場合、国保が負担した医 療費は、全額返還しなければなりません。
- ・国民健康保険税が請求されたままになります。

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎286-3111 内線 122 ~ 123

民年後

障害基礎年金について



障害基礎年金は、国民年金加入中に病気やけがで障がいが残ったときや、20歳前の病気やけがによって障がいが 残ったときに受けられる年金です。

受給するにはいくつかの受給要件があります。

	20 歳前に初診のある病気やけがで障がいが	20 歳以後に初診のある病気やけがで障がい
対 象 者	残った場合	が残った場合
	病気やけがで初めて医師の診療を受けた日	国民年金の被保険者期間中または被保険者の
	(以下、初診日)が 20 歳前にあり、20 歳以降	資格を失ったあと 60 歳以上 65 歳未満で、一
	一定の障がい状態になった人	定の障がい状態になった人
受給要件		・初診日の前々月までの被保険者期間の3分の
	・障害認定日(※1)に政令で定められている	2以上の保険料納付済み期間(厚生年金、免
	障害等級表の1級または2級の障がい状態に	除期間も含む)があること。(※2)
	なっていること。	・障害認定日に政令で定められている障害等級
	・本人の所得制限あり	表の1級または2級の障がい状態になってい
		ること。

- ※1 障害認定日とは、原則として障がいやけがにより、初めて医師の診療を受けた日から1年6カ月を経過し た日をいいます。
- ※ 2 平成 28 年 3 月 31 日以前に初診日がある場合は、初診日の前々月までの 1 年間に保険料の未納期間がなけ れば支給されます。

問い合わせ先 熊本東社会保険事務所 ☎367-2503

熊本社会保険事務局 ☎211-1122 (代表)

内線 122・123 役場保険課国保年金係 ☎286-3111

広報ましき 2008.12